お知らせ

(i)

がけ地等危険住宅移転事業補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存 住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)を補助する制度です。

申請期限	II月30日(木) まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を 終了します。						
対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域(※1)、土砂災害特別警戒区域(※2)のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅(既存不適格住宅)※1住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。						
	区分	補助対象費用の内容	補助限度額(一戸当たり)				
	7	間のバタタバッパー	開助収及領(アヨルツ)				
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975,000円				
補助内容							

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

(i)

木造住宅耐震診断補助制度

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	II月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額(上限2万円) 耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されている もの。木造在来軸組構法に限ります。(ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外)
対象者	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。(町 税等の 滞納がある方は対象外)
診耐断震	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断(※)です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

(i

G7広島サミット開催 5月19日(金)~21日(日) ~広島を訪れる方々をあたたかくお迎えしましょう。~

<みなさまへのお願い>

5月18日(木)~22日(月)は、各国首脳等の来広時や県内を移動する時間帯に交通規制が実施されます。この影響で広島県内の高速道路、広島市中心部の一般道路において、著しい交通渋滞が予想されます。

渋滞緩和のため、次の取組みについてご協力をお願いします。

- ・業務用車両の運行調整 ・マイカー利用の自粛
- ・行事、催事の日程変更(※その開催にあたり、広島県内の高速道路及び広島市中 心部の一部道路において、車両移動が見込まれる行事・催事を対象とします。)

問合せ 広島サミット県民会議事務局 **☎**225-8179





(i)

木造住宅耐震化促進支援補助金制度が創設されました

地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる工事(耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却)を行う住民に対し工事費の一部を補助する制度です。

申請期限	II月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。 ・現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。 ・耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。 ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付、支給を受けていないこと。
対象者	坂町に存する補助対象住宅の所有者または、補助対象住宅にお住まいの方。 (町税等の滞納がある方は対象外)

【補助内容】

区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却
補助 対象	耐震改修工事に要する費用		現地建替え工事 に要する費用	除却工事に要する費用	
補助基本額	補助対象 <u>工事費</u> の80%かつ、 100万円/住戸 を限度	補助対象 工事費 の80%かつ、 50万円/住戸を 限度	補助対象 工事費 の80%かつ、 IOO万円/住戸 を限度	補助対象の額の23%かつ、83.8 万円/住戸を限度	
区域要件	市街化区域 内 に ある住宅	市街化区域 外 に ある住宅	市街化区域 内 に ある住宅	新たに建築する 住宅は市街化区 域 内 に限る	坂町内 にある耐震 性を有する住宅等 に居住すること

- ・耐震工事前に、町への補助金交付申請が必要となります。
- ・補助金の交付の決定前に、耐震化工事に係る工事契約をしないでください。 (先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513